

北陸地域国際物流戦略チーム 専門部会設置趣旨

北陸地域における物流に係る課題について幅広い意見・情報交換を行い、問題意識を共有しながら具体的な施策を推進するため、平成18年8月に経済団体、物流団体、港湾関連会社、航空関連会社、学識者、諸官庁等から構成される「北陸地域国際物流戦略チーム」を設置し、平成19年11月には北陸地域が今後取り組むべき課題と方策を提言書として取りまとめた。

その後、提言書に取りまとめられた方策が具現化されてきているが、一方で近年は中国・ロシア等の対岸諸国の情勢変化、我が国の港湾・物流政策が新たな展開をするなど北陸地域の国際物流を取り巻く環境が大きく変わってきている。平成23年11月には、対岸諸国の経済発展等を我が国の成長に取り込むとともに、太平洋側港湾の代替機能の確保を目的とした日本海側拠点港湾の選定がなされた。また、ロシアのWTO正式加盟、ウラジオストクでのAPEC開催や中国最高指導部の交代など対岸諸国の情勢も大きく変化している。こうした国内外の情勢の変化を踏まえ、北陸地域が今後取り組む方向性を検討するため平成24年3月に北陸地域国際物流戦略チーム幹事会を再開した。

○広域バックアップ専門部会

東日本大震災を受け、交通政策審議会港湾分科会防災部会等では、今後の発生が確実視されている首都圏直下地震や南海トラフ巨大地震等の際の最悪のシナリオを考慮したバックアップ体制確保の必要性が指摘された。

北陸地域国際物流戦略チームでは本部会の下に専門部会を設置し、こうした事態に確実に対応する為のバックアップ体制確保の方策を検討することとする。

北陸地域国際物流戦略チーム 規約

(名称)

第1条 本会は、北陸地域国際物流戦略チーム(以下「戦略チーム」という)と称する。

(目的)

第2条 戦略チームは、北陸地域(新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県)の国際物流の課題について、産学官の関係者において問題意識を共有し、かつ関係者が一体となって課題解決のための具体的な施策について協議・提言する。もって地域の振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 戦略チームは、北陸地域を所管する経済団体、物流団体、港湾関連企業、空港関連企業、学識経験者、並びに関係行政機関等(以下「委員」という。)から成る本部会と幹事会で構成する。

(本部会)

第4条 本部会は、地域における実情を踏まえて、北陸地域の国際物流に関する重要事項について協議を行う。

2 本部会は、別紙に掲げる委員で構成する。必要に応じ別紙に掲げる委員以外の出席を求めることができる。

3 本部会には、課題により必要に応じて専門部会を設置することができる。

(座長)

第5条 本部会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって選出する。

3 座長は、事務局と協議の上、本部会委員を招集する。

4 座長は、本部会の議事の進行及びとりまとめを行う。

(幹事会)

第6条 幹事会は、本部会に付すべき事項のとりまとめ、及び国際物流の課題についての情報交換及び検討を行う。

2 幹事会は、別紙に掲げる幹事で構成する。必要に応じ別紙に掲げる幹事以外の出席を求めることができる。

(幹事会座長)

第7条 幹事会に幹事会座長を置く。

- 2 幹事会座長は幹事の互選によって選出する。
- 3 幹事会座長は、事務局と協議の上、幹事会委員を招集する。
- 4 幹事会座長は、幹事会の議事の進行及びとりまとめを行う。

(事務局)

第8条 戦略チームの事務局は、北陸地方整備局港湾空港部港湾物流企画室、北陸信越運輸局交通環境部物流課が共同して務める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度協議し決定する。

附則

この規約は、平成18年8月23日から施行する。

附則

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

北陸地域国際物流戦略チーム体制図

本部会

北陸地域（新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県）の国際物流に関する重要事項について協議を行う。

幹事会

本部会に付すべき事項のとりまとめ、国際物流の課題についての情報交換、並びに検討を行う。

特に、日本海側拠点港の具体化に向けた検討を進める。

専門部会

特定の課題について検討を行うことを目的として設置する。

【広域バックアップ専門部会】

今後、発生が確実視されている首都圏直下地震や南海トラフ巨大地震等が起こった際のバックアップ体制確保の方策を検討